

平成25年12月1日からの「雇用調整助成金」
の支給要件変更について

★ここがポイント！

支給要件が厳しくなっております。現在受給中、
又は今後ご利用をお考えの企業様はご注意ください。

①クーリング期間制度の実施（対象期間の初日を平成25年12月1日以降に設定する場合から）

過去に雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を超えていることが必要になります。

②休業規模要件の設置（平成25年12月1日以降の判定基礎期間から）

判定基礎期間における対象被保険者に係る休業等の実施日の延日数が、対象被保険者に係る所定労働延日数の1/20以上（大企業は1/15）以上の場合のみ助成対象となります。

③特例短時間休業の廃止（平成25年12月1日以降の判定基礎期間から）

短時間休業のうち、特定の労働者のみに短時間休業をさせる「特例短時間休業」については、助成対象外となります。

※事業所（対象被保険者全員）での一斉の短時間休業は、引き続き助成の対象です。

④-1 教育訓練の助成額の変更（平成25年12月1日以降の判定基礎期間から）

一律で1,200円となります。

※中小企業/大企業・訓練の事業所内/外は問いません

④-2 教育訓練日の業務不可（平成25年12月1日以降の判定基礎期間から）

教育訓練のうち、受講日に対象被保険者を業務に就かせるものは、助成対象外となります。

④-3 事業所外訓練における半日訓練の新設（平成25年12月1日以降の判定基礎期間から）

事業所内訓練、事業所外訓練ともに全一日訓練 または 半日訓練(3時間以上所定労働時間未満)が可能になります、

※半日訓練の場合、上記④-2により、当日の残りの時間帯に業務に就かせることはできませんが、休業することは可能です。

④-4 教育訓練の判断基準の見直し（平成25年12月1日以降の判定基礎期間から）

助成対象とならない教育訓練の判断基準について、下記が追加されます。

・職業に関する知識、技能又は技術の習得又は向上を目的としていないもの

（例）意識改革研修、モラル向上研修、寺社での座禅等

・職業または職務の種類を問わず、職業人として共通して必要となるもの

（例）接遇・マナー講習、パワハラ・セクハラ研修、メンタルヘルス研修等

・趣味・教養を身につけることを目的とするもの

（例）日常会話程度の語学の習得のみを目的とする講習、話し方教室等

・実施目的が訓練に直接関連しない内容のもの

（例）講演会、研究発表会、学会等

・通常の事業活動として遂行されることが適当なもの

（例）自社の商品知識研修、QCサークル等

【お問い合わせ先】

お近くのハローワークまたは各都道府県労働局

中村優子
法務事務所
社労士通信
2013年12月号

2013年12月発行

このニュースは、当事務所の顧問先様及びご縁をいただきました事業主様にお送りしています。

《禁無断転載》

社労士・行政書士

中村優子法務事務所

福岡市中央区天神4丁目8-2-8F

TEL 092-211-0207

FAX 092-724-4666

◆ ◆ 「挨拶」 ◆ ◆

今年も早いもので、残りわずかとなりました。皆様にとって、どのような一年間でしたでしょうか？私は時間に追われた一年だったような気がします。来年は時間管理を徹底していくために、新しい手帳を買いに行こうと思います(笑)良かったことは、暇な時期に「心理学」を学んだことです。一見業務から離れているため、遠回りなようですが、大変業務の役に立ちました。このように、来年も「自分らしく」をモットーに、精進してまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。

中村 優子



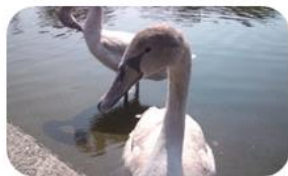
★10/24 草の根租税教室で「遺言書」について講義しました。

公益社団法人福岡中部法人会様が主催「草の根租税教室」という勉強会が、定期的に行われております。私は「相続トラブルを未然に防ぐ遺言書」のお話をさせていただきました。昨年から講師として呼んでいただいております。今回で5回目になります。ここで講師をするきっかけになったのは、私が開業して間がないころ、地元の会社へ挨拶周りをしていた際に、ご挨拶させていただいたY不動産の社長様の推薦でした。「大勢の人の前で話をするなんて自分にはできないかも...」と不安に思うこともありましたが、周りの方の応援や支えがあり、毎回反省材料はあるものの、やり遂げることができました。現在は「社員研修」や「講師」などを中心に行っていますが、これもこの講演会で、「人前で話す」ということを鍛えられたおかげです。私の原点でもあるこの講演会はとても大切なものとなっています。



★自然を楽しめる場所へ

私のプロフィールにはだいたい「趣味：自然散策、テニス」と書いてあります。しかし、あまり実行していないことが判明しました。これはいかん！ということで、1番過ごしやすい10月に三瀬の「どんぐり村」、東区の「海の中道海浜公園」に行ってきました。（テニスはまた今度、）ちょうど忙しい時期だったのですが、動物や自然の癒し効果で頭がすっきり♪
こういう時間も大切です(^_^)個人的にはヤギや鳥の人懐っこさにメロメロでした。



今回も最後までニュースレターにお付き合いいただきありがとうございました。また来年も有益な情報とともにニュースレターを皆様のもとに定期的にお届けしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

さて、新年を気持ちよく迎えるための大掃除が月末に控えています！（事務所も自宅も）一年間の感謝をこめて、しっかり掃除を頑張りま〜す！

